



広報

しんち

4月1日現在



1,841世帯



男 4,063人

女 4,388人

合計 8,451人

14号

47

5

若人の夢ひらく

農業後継者研修センター完成

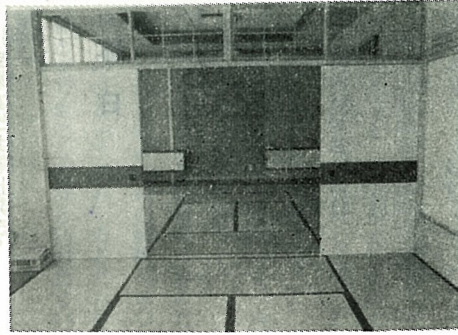
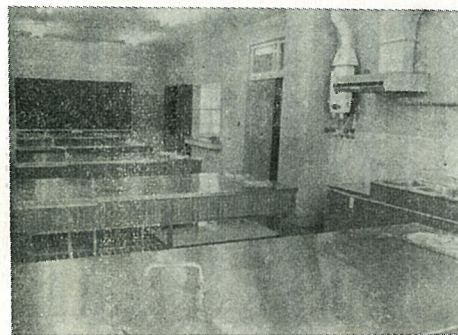
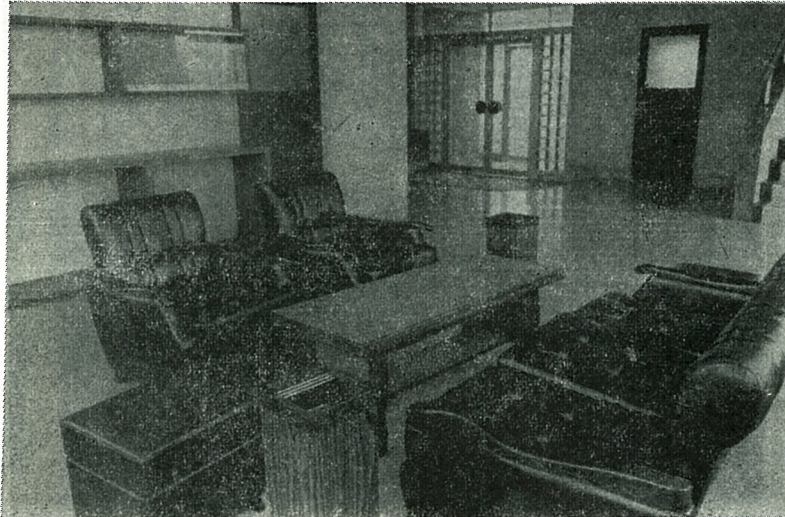
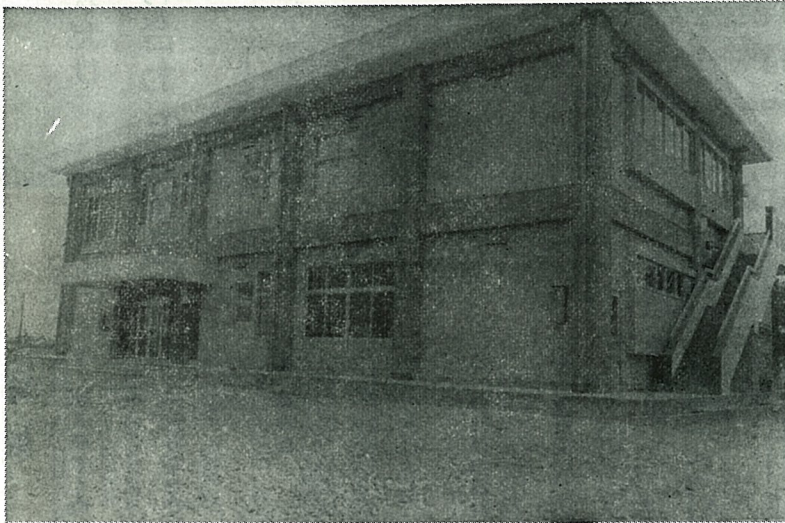
町の中心地、役場の南、六号国道沿いの眺望にめぐまれた高台に「農業後継者センター」が四月二十八日にオープンしました。昨年十二月に飛鳥建設株式会社

の請負いで着工され、青年たちの夢の殿堂として完成が待たれていました。センターは鉄筋コンクリート二階建てで、四九五平方メートル(約百五

十坪)一階は玄関ロビー、事務室、図書室、食堂、生活実習室(調理台五基)トイレ。二階は大教室、研修室、日本間(三)、青年の部屋、洗面所、トイレとなっております。二十人の宿泊研修もできるようになっています。農政課では公民館とタイアップし、とくに農業青年の研修や、講習会など積極的に活

用をはかり、農業の近代化を進める計画をたてています。住民のみなさんも大いに利用されるようお待ちしております。

(写真上、全景中ロビー・下右日本間・下左生活実習室)



としておきましよう

結婚式は会費制 葬式の香典返しは礼状だけ

生活改善の申し合わせきまる

生活の向上とともに結婚式、葬式をはじめ、そのほかいろいろの催しごとが派手になり、本来の意味がどこにあるのかわからないようなものもあります。

そこで、「世間体にとらわれぬい簡潔で、心のこもった」催しごとにするよう生活改善の申し合わせ事項がきまりましたので、これからはこれによって、形や物

にかたよらず心のこもった催しを行うようにしましょう。

「生活改善申し合わせ事項」

・成人式
成人式の服装は洋服に限るものとし、華美にならないようにすること。

・結婚
1 仲人のやくめ
旧来のしきたりにとらわれず、申し合せ事項を守るように指導すること。

2 持参品
持物については、仲人と両者が話し合いをし、必要な範囲にとどめること。

3 式及び披露宴
引物は廃止し、記念品程度とする。披露宴は、会費二千円以内とし、招待者は本人中心の関係者とする。

4 会場
会場は、公営施設を利用すること。

・葬

1 花輪、盛花
花輪、盛花は近親者で一基程度とする。ほかからの贈呈はお知らせの時に遠慮辞退しておくこと。

2 お膳は祭主、の振舞いなどは廃止すること。

導師にとどめ、会葬者の昼食は廃止する。

3 香典返し
礼状のみとする。

4 仏立て(三日の法事)
引物などは廃止する。

・法事

引物などは廃止する。

盆提灯は、自宅、子兄弟などで用意し、贈呈などは行なわないこととする。

・その他の行事

1 上棟
手拭一本にとどめ、折詰、菓子折などは廃止すること。

2 厄流し
行事は、合同で行ない、家庭での振舞いなどは廃止すること。

3 出産祝のお返し
礼状のみとし、お返しはしないこと。

4 快気
礼状のみとし、お返しはしないこと。

5 火伏せ
引き物などは廃止する。

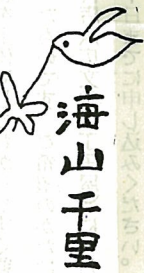
・休日

1 祝祭日
国旗を掲揚しましょう。

2 町内いっせい休日
第三日曜日を家庭団らんの日とする。

・集会時間

始めと終りの時間を厳守すること。
◎行事を行なうときは、区長または生活改善相談員に相談し、指導を受けること。



海山千里

◇あらたふと青葉若葉の日の光
芭蕉

「おくのほそ道」によるとこの句は、卯月朔日、陰曆の四月一日に詠んだもの、太陽曆では、約一カ月の差があるので、五月初旬と考えられますが、臥遊録という本に夏山のことを「蒼翠にして滴るが如し」と形容されているように、青葉、若葉がまぶしく光って、そよ風もさわやかな季節です。
◇五月に降る雨を五月雨(さみだれ)というのは五月の異称「さつき」のさと「水垂れ」のみだれを詠んできたことはいわれています。

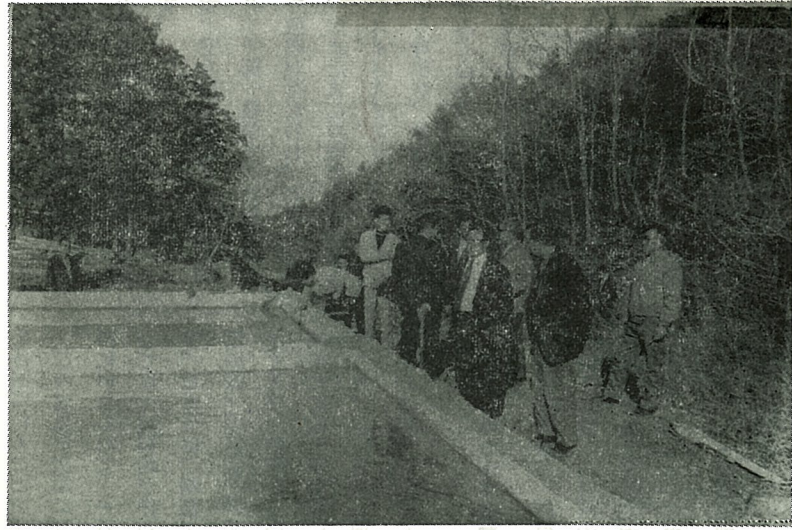
◇端午(たんご)というのは、中国の古い習わしによると野外にて薬草を摘んで野遊びをすること、ヨモギで作った人形を門戸にかけたり、ヨモギやカヤで虎の形を作って頭にいただき、鬨を入れた湯にはいり、五色の糸をひにかけ、ショウブを浸した酒をのんで厄災をはらう目的の行事です。またこの日キツツキを焼いた粉をムシ歯につめると歯痛にききめがあるとされてきました。

公害対策審議会発足

公害にきびしい目

町では、昨年六月に公害条例を設置し、公害の防止を積極的に進めています。この公害防止条例をいっそう実際の面で活用をはかるため、町長の諮問機関として「公害対策審議会」を設け置ました。

この審議会の委員は、十三名で、さる四月二十八日、第一回目の審議会を開き、会長に武田正信さん副会長に渡辺万七さんを選びました。また、駒ヶ嶺大沢の砕石場の視察を行ない立田川の汚濁水の問題



(砕石場を視察する委員一行)

町営住宅完成

一丁二戸

わが町二十戸

愛宕団地(尚英中学校北)に建設をいそいでいた四十六年度分の町営住宅が完成し、四月から、十世帯が入居しました。

四十六年度分の町営住宅は、三K(居室三、台所、浴室)のもの十戸で、家賃は、一カ月五千四百円です。

四十七年度は、さらに二十戸を建設し、住宅に困っているかたの期待にこたえる計画です。



- 伊藤利喜夫 青年会長
- 草野一雄 杉目 農政推進委員長
- 寺島 秀雄 小川 農協組合長
- 鈴木 勘一 大戸 漁協組合長
- 渡辺 万七 舟主会長
- 斎藤 テル 中島 婦人会長
- 佐藤 キミ 明地
- 今野よし子 駒町
- 宇佐見正徳 新地高校 教員

五月は「赤十字の月」

五月は赤十字社員を増強する月です。

赤十字の起こりは、一八五九年イタリア統一戦争で、北部イタリアで激戦が行なわれ、六月二十四日、たまたまこの戦場を通りかかったスイス人アンリー、デュナンという青年が、おびたらしい負傷者を見て心をうたれ、付近の人々と力を合わせてこれを介抱し、やがて「ソルフェリーノの思い出」という本を書き、戦争の惨禍を訴えるとともに、敵味方の区別なく戦傷病者を救護する、中立の団体を



「ごまかし
でもため
このころの
おくさん
ハカリに
強いんだ
から」

を各国に作ることを主張しました

この意見が次第にヨーロッパ各国にいられて、一八六三年はじめて赤十字規約が作られたもので

す。日本では、明治十年の西南戦役の際、「博愛社」が敵味方の区別なく救護活動を行ない、明治十九年正式に赤十字条約に加盟し、翌年五月二十一日に「博愛社」の名を「日本赤十字社」に改めました

ここの赤十字運動の目標

- ・災害救助費 三百十万五千元
- ・奉仕団費 百八十三万九千元
- ・青少年赤十字百九十二万三千元
- ・救護 百八十三万円
- ・災害救助設備 七十万円
- ・救護看護婦養成 二百三十九万円
- ・血液事業 二百五万円
- ・家庭看護法などの講習 三百二十八万円
- ・社会福祉指導八万円
- ・無料巡回診療 六十万円
- ・国際活動 十三万円

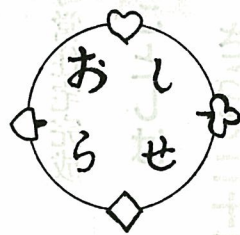
工事現場の注意

感電にご注意

最近、電線の近くで工事などによって、感電事故がたいへんに多くなっています。

東北地方では、四十三年から四十五年までに、感電事故で死んだ方が三十六人、負傷したかたが百五人にもなっています。

事故は、工場や、家の新築などで、鉄骨が電線にふれるというこ



とが多くあります。

電線に接近する工事や作業、住宅の新築、増改築、屋根ふきなどで、配電線に接近する場合、荷物、積降ろし、土木工事などでクレーン車などが配電線に接近する場合は、必ず近くの東北電力事業所へ連絡してください。

相続税の知識

(1)

人が死亡すると、その人が持っていた財産や債務を相続人が引き継ぎます。

相続人は、ふつう死亡した人の配偶者と子です。子がいないときは、配偶者と直系尊属(父母や祖父母)、子も直系尊属もいないときは、配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。

また相続開始前に子が死亡している孫がいるときは、孫は子と同じ立場で相続人となります。

遺産の分けかたは、相続人の間で、自由にきめてよいことになっていますが、民法では法定相続人として次のように割合を定めています。

- 一、相続人が配偶者と子の場合：配偶者 $\frac{1}{2}$ 、子 $\frac{1}{2}$
- 二、相続人が配偶者と直系尊属の場合：配偶者 $\frac{1}{2}$ 、直系尊属 $\frac{1}{2}$
- 三、相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合：配偶者 $\frac{1}{2}$ 、兄弟姉妹 $\frac{1}{2}$
- お同順位のもの(子、直系尊属または兄弟姉妹)が数人いるときは、前記の割合をさらにそれらの者が均等に分ける。

ものしり

サロンの

農地転用の制限

(農地法第4条)

自分の農地を農地以外のものに転用する者は省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を得なければならぬ(その者が同一の事業の目的に供するため2ha(2町歩)をこえる農地を農地以外のものに転用する場合には農林大臣の許可が必要である)

「図説福島県史」

をどうぞ

ぜひ各家庭に一冊

福島県史は全二十六巻で、十年間の歳月を費やし、ことしの三月に完成しましたが、県史全巻は、たいへん膨大なものであり、入手が困難です。

そこで、二十六巻をまとめ、図版を主体にしてわかりやすく編集したものです。ご希望のかたは、書店(広文堂、丁子屋)に六月二十日までに申し込みください。